

告 示

埼玉県告示第四百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業滑川町ため池群1地区（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和七年六月二十日から令和七年七月九日まで

二 縦覧場所

滑川町役場

滑川町役場のホームページ

東松山農林振興センター

東松山農林振興センターのホームページ